

2010年(平成22年)4月19日

TAC株式会社

代表取締役社長 斎藤 博明 様

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

理事長 清 水 巖

〒655-0022

神戸市中央区元町通6丁目7番10号

元町関西ビル3階

かげやま司法書士事務所内

TEL: 078-361-7234

FAX: 078-361-7228

URL: <http://hyogocnet.com>

〔連絡先〕 かけはし法律事務所

弁護士 亀井 尚也

TEL: 078-361-9494

FAX: 078-361-9493

申 入 書

当NPO法人から貴社を含めた資格試験予備校各社に対し、2007年(平成19年)3月2日付申入書をもって、受講契約の解約・返金に関して受講申込者による契約解約をいつでも可能とするよう、かつ支払い済み受講料について受講済みの部分に相当する受講料と若干の事務手数料等を除いて返金する扱いに改められるよう、申し入れをさせていただきました。

その後貴社において申込規約の若干の改定をされたものの、現在に至るも、貴社の申込規約においては、以下のとおり、受講契約の解約事由を依然として制限するものとなっており、かつパンフレットおよびウェブページ上の記載においては解約事由が極めて限定的であるように読める記載がなされています。

(貴社の解約条項の表示)

「[ア] 講座開始日以後、下記[イ]に掲げる事由により、継続的な講座受講が困難もしくは不可能または講座受講の必要がなくなった場合には、お申し出ください。ご相談の上、受講料の預かり金処理、受講期間の繰り延べ、受講形態の変更または解約・返金等させていただきます。お申し出は申込者本人もしくはその代理人または申込者のご家族に限定させていただきます。その際は、医師の診断書など当該事由が客観的に確認できる書類をご提

出いただくこととなります。(中略)

[イ] 継続的な講座受講が困難もしくは不可能または講座受講の必要がなくなった場合に該当する事由とは、下記のとおりといたします。

- 〈1〉 本人の死亡、重大な心身の疾病、妊娠、勤務先の倒産、長期にわたる海外転勤・海外留学した場合
- 〈2〉 保護者の死亡、重大な心身の疾病および勤務先の倒産並びにご家族の介護等による著しい生活環境の変化があった場合
- 〈3〉 受験資格がないことが講座開始以後に判明した場合
- 〈4〉 その他、講座受講を継続することができない合理的な理由が生じた場合」

(貴社のパンフレット上またはウェブページ上の記載内容)

同上

本件のような準委任契約において消費者からの自由な契約解約権を制約することは、民法の原則に比して消費者の権利を制限し、その利益を一方的に害するものとして、消費者契約法10条により無効と解さざるを得ません。

ところで、当NPO法人においては、資格試験予備校のうち受講契約の解約事由が極めて限定的であると思われた株式会社法学館に対し、消費者契約法に基づく差し止め請求の訴訟提起を前提に2008年(平成20年)8月27日付で同法41条1項に基づく請求書を送付いたしました。その後同社からは、話し合いの申し入れがあり、当NPO法人と同社との間で、1年以上にわたる交渉を続けて来ました結果、このたび別紙のとおり和解条項にて裁判所で起訴前の和解が成立しました(大阪簡易裁判所平成22年(イ)第103号)。同和解条項をご覧いただければわかりますように、株式会社法学館は、すでに受講開始の前後を問わず、かつ受講申込者の個人的事由も含めて、受講契約を受講申込者の側から自由に解約できる内容に規約を改定されており、かつ今後も受講契約の解約を制限する内容の契約を締結しないこと、受講契約の解約を制限する条項を記載した取引書類の配布やウェブページへの記載をしないこと、改定規約は遡及適用すること、解約条項の改定について受講契約継続中の者に個別に知らせること等を、約束される内容になっております。

つきましては、貴社においても、理由の如何を問わず受講契約の解約を認めるよう然るべき措置を採られたうえで、当NPO法人との間で、株式会社法学館と同様の内容の和解を締結されるよう、申し入れをさせていただきます。

あわせて、本申入書に対する貴社のご対応について、お手数ですが、本書面到着後1ヵ月以内に文書にてご回答いただきますよう、申し入れます。

なお、本書面並びに本申入れに対する貴社からのご回答の有無及びその内容等、本申入れに関する経緯・内容についてはすべて公表させていただきますので、その旨申し添えます。

追って、貴社において当NPO法人の申し入れに応じられない場合は、遺憾ながら、当NPO法人として貴社に対し、消費者契約法に基づく差し止め請求の訴訟提起を行う予定でおりますので、その点も付言いたします。

以上